

船橋市木造住宅耐震診断助成事業

のご案内



あなたの住まいは安全ですか？

船橋市建設局建築部建築指導課

この事業は、地震に強いまちづくりを進めるために、市民の皆様が現在お住まいで一定の期間を過ぎた木造住宅の耐震診断を実施する場合に、診断費用の一部を助成する事業です。

耐震診断とは？

建物の図面や現地調査等から、建築物の地震に対する安全性を評価するものです。建物の形状や壁の配置、劣化の状況等から計算により算出され、木造の場合は上部構造評点という数値で結果が出されます。

上部構造評点	判定
1. 5以上	倒壊しない
1. 0以上～1. 5未満	一応倒壊しない
0. 7以上～1. 0未満	倒壊する可能性がある
0. 7未満	倒壊する可能性が高い

※「耐震診断」は診断する時点での建物の地震に対する安全性を評価するものです。耐震改修工事を行う際には「補強設計」が別途必要になります。

助成の対象となる建築物

次の条件をすべて満たすものとします。

- ・船橋市内に存する木造（在来軸組工法）の一戸建て住宅または併用住宅（住居部分が全体の1/2以上のものに限る）
- ・地上階数が2以下
- ・昭和56年5月31日以前に建築し、または着工したもの



助成の対象者

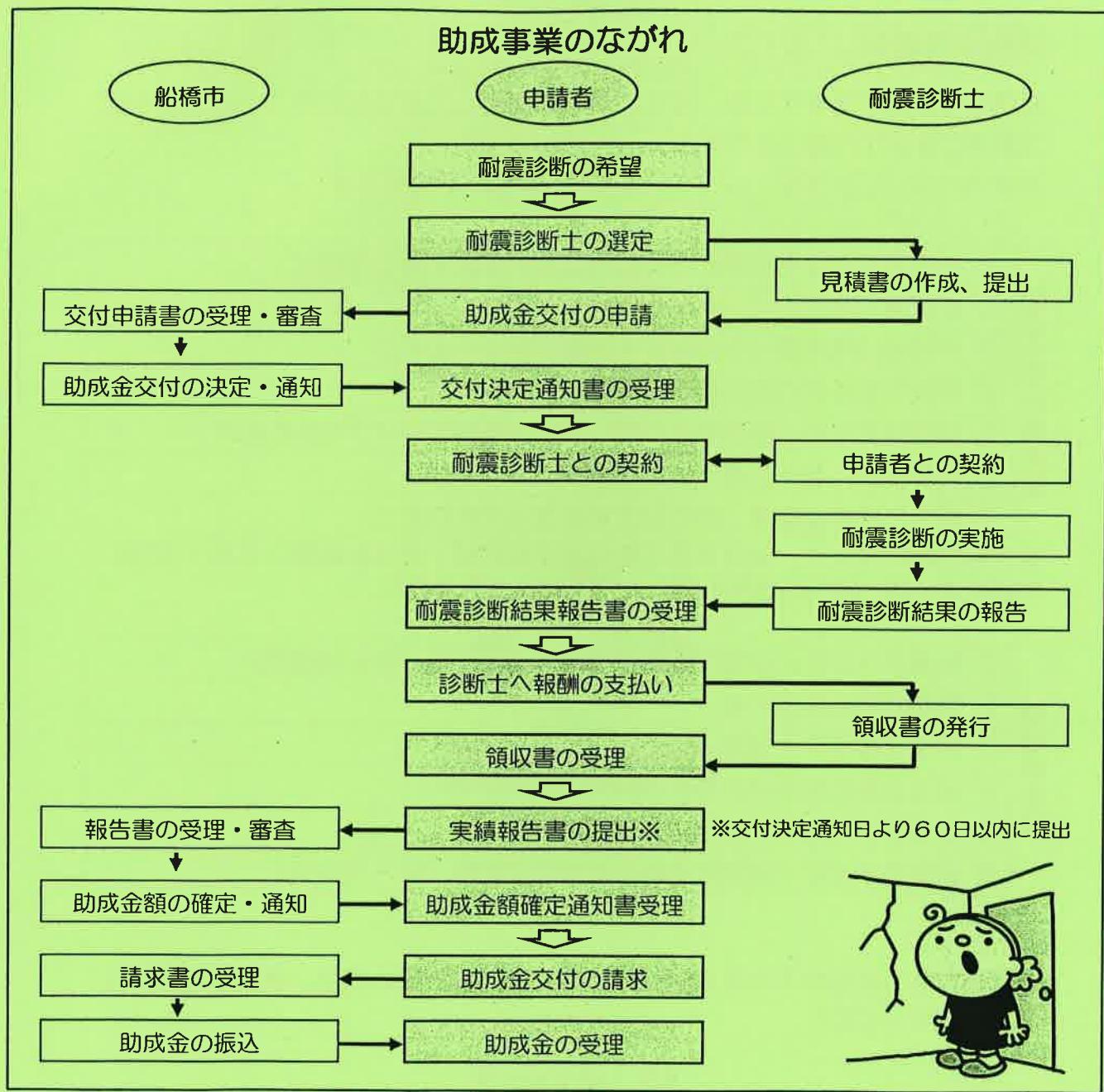
上記の木造住宅を所有し、かつ居住をしている方で市税の滞納が無い方です。

助成額

耐震診断に要する費用の2/3の額（千円未満切り捨て）です。ただし、6万円が上限となります。

助成の対象となる耐震診断

（一社）千葉県建築士会船橋支部または（公社）千葉県建築士事務所協会船橋支部に所属する会員で、千葉県が主催する既存建築物耐震診断・改修講習会（木造）講習終了者名簿に記載された建築士が行う耐震診断が対象です。



提出する書類について

助成金の交付申請をする際、また、診断が終わって実績報告をする際には下記の書類の提出が必要になります。

※様式については市ホームページよりダウンロードできます。

助成 金 交 付 申 請 時	① 船橋市木造住宅耐震診断助成金交付申請書（第1号様式）
	② 住民票
	③ 市税納付確認書（市の指定する書式があります）
	④ 助成対象住宅の登記事項証明書
	⑤ 助成対象住宅の確認済証の写しまたは建築年月日がわかるもの
	⑥ 耐震診断に要する費用の見積書またはその写し
	⑦ 相手方登録申請書（市の指定する書式があります）

※上記②④に替えて、申請する年度の固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の納税通知書と課税明細書の写しとすることもできます。

実 績 報 告 時	① 船橋市木造住宅耐震診断助成事業実績報告書（第6号様式）
	② 耐震診断結果報告書
	③ 助成対象住宅の写真
	④ 耐震診断に係る契約書の写し
	⑤ 耐震診断に要した費用の領収書の写し
	⑥ 船橋市木造住宅耐震診断助成金交付請求書（第8号様式）

*申請方法の詳細や不明な点もしくは資料等をご希望の方は、建築指導課までお問合せください。

問い合わせ先

船橋市建設局建築部建築指導課

〒273-8501

船橋市湊町2丁目10番25号

電話 047-436-2632

FAX 047-436-2669

(平成28年4月改訂)

船橋市木造住宅耐震診断助成事業 - 助成金受け取りまでの詳しい手続き -

船橋市建設局建築部建築指導課

申請者 (助成事業者)	耐震診断士	船橋市	手続きの内容・申請様式など
ご自宅(対象住宅) 対象者及び対象住宅であるかを必ず確認してください。			助成の対象となる住宅は、次の条件を満たす住宅です。 1. 船橋市内に存する木造(在来軸組工法)の一戸建て住宅又は併用住宅 (ただし、居住の用に供する部分の床面積が当該住宅の延べ面積の2分の1以上のものに限る) 2. 地上階数が2以下 3. 昭和56年5月31日以前に建築し又は着工したもの
耐震診断の希望			助成を受けることができる方は、上記の木造住宅の所有者で、当該住宅に居住している方かつ市税を滞納していない方です。
耐震診断士の選定	見積書の提出	原則として申請者ご自身で選定していただきます。	助成の対象となる耐震診断士は、千葉県建築士会船橋支部又は千葉県建築士事務所協会船橋支部に所属する会員で、千葉県が主催する既存建築物耐震診断・改修講習会(木造)講習修了者名簿に記載された者です。 〔相談会〕・千葉県建築士会船橋支部及び千葉県建築士事務所協会船橋支部の協力により、定期的に無料相談会を開催しています。
助成金交付の申請			船橋市木造住宅耐震診断助成金交付申請書(第1号様式)を提出します。 〔添付書類〕①住民票 ②市税納付確認書(市の指定する書式があります) ③助成対象住宅の登記事項証明書 ④助成対象住宅の確認済証の写し又は建築年月日がわかるもの ⑤耐震診断に要する費用の見積書又はその写し ⑥相手方登録申請書(市の指定する書式があります) ※上記①と③に替えて、申請する年度の固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の納税通知書と課税明細書の写しとする こともできます。
交付決定通知書の受理		「助成事業者」となります。	市から申請者(助成事業者)に船橋市木造住宅耐震診断助成金交付決定通知書を送付します。
耐震診断士との契約	助成金交付決定の通知		耐震診断士と契約書等の必要な書類を取り交わします。
耐震診断の実施	耐震診断の実施		耐震診断士が現地調査のうえで耐震診断を実施します。
診断結果報告書の受理	診断結果の報告		耐震診断士が診断結果を助成事業者に届けます。
診断士へ報酬の支払い	領収書の発行		契約に基づき耐震診断士に報酬を支払い、領収書を受け取ります。
実績報告書の提出			船橋市木造住宅耐震診断助成事業実績報告書(第6号様式)を提出します。※交付決定通知日より60日以内に提出 〔添付書類〕①耐震診断結果報告書③耐震診断に係る契約書の写し ②助成対象住宅の写真④耐震診断に要した費用の領収書の写し
助成金確定通知書の受理	助成金確定の通知	助成金の額は、耐震診断に要した費用の2/3の額で、上限は6万円です。(千円未満切捨て)	市から助成事業者に船橋市木造住宅耐震診断助成金確定通知書を送付します。
助成金の受理	助成金の振込み		*助成金確定通知書の内容を確認し、船橋市木造住宅耐震診断助成金交付請求書(第8号様式)を提出します。 ※実績報告書提出時に、同時に提出する事も可能です。

*様式は市のホームページからダウンロードできます。
(平成28年4月改訂)